



2018.11.15

号外

発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

教育委員会：主務教諭の選考要件の修正（改善）を提案

市教組：「選考要件等においては、今後も育児休業者等に不利益があってはならない。」と教育委員会に対して厳しく指摘！

教育委員会は、11月15日、「権限移譲に伴う教職員の勤務労働条件」における、「主務教諭選考要件の変更」について、市教組に提案を行った。

内容は、主務教諭選考において、育児休業を取得したことにより、基準日の前年度に人事評価がない者の取り扱いについて、基準日から遡り4年間の人事評価のうち、評価があった直近の人事評価を前年度分とみなす。また、前年度分とみなした前々年度の人事評価については、勤務成績良好とみなす。実施時期については、今年度の選考から適用することが示された。

交渉の中で市教組は、この間、育児・介護事情を抱える教職員への不利益な取り扱いとなる選考要件は改善すべきであると指摘してきた経過をふまえ、今回、改善されたことは理解するとしてうえて、詳細等については、引き続き交渉・協議を求め、交渉を一時中断した。

市教組は、引き続き、育児休暇・介護休暇取得者が不利益とならないよう、改善に向け取り組む。

※交渉内容は以下のとおり

組…市教組 市…教育委員会

市： 大阪市教職員組合の皆様と「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度にかかる主務教諭選考要件の変更について」交渉をはじめさせていただきます。

市： それでは、権限移譲に伴う教職員の人事給与制度に関しまして、主務教諭選考において育児休業を取得したことによって、基準日の前年度に人事評価がない者の取り扱いの変更にかかる修正提案のご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、ワーク・ライフ・バランスの推進等、時代の変化に応じた働きやすい職場環境づくりに取り組む観点から、育児休業取得者の選考要件を変更する必要性が生じたためでございます。

次に提案内容でございますが、一つ目といたしまして、基準日の前年度において、育児休業のために人事評価の結果がない者につきましては、基準日の年度の前4年度の人事評価のうち直近の人事評価を選考における前年度分の評価とみなすことといたします。

二つ目といたしまして、一つ目の選考における前々年度分の人事評価につきましては、勤務成績良好とみなすことといたします。

具体事例につきましては、資料をご覧ください。現行制度と修正提案それぞれのモデルケースを記載しております。現行制度では、前年度評価が無い場合は、選考の対象となりません。修正提案では、前年度評価が無い場合であっても、基準日の年度の前4年度に人事評価があれば、選考の対象となります。

次に実施時期でございますが、今後、所要の要綱改正等を行い、平成30年度に実施いたします選考から適用してまいりたいと考えております。

提案内容の説明につきましては、以上でございます。

組： ただいま、教育委員会より、主務教諭の選考における育児休業取得者の選考要件の取り扱いの変更について、提案があったところである。

それではただいまの提案について、質したいことがあれば。

組： 主務教諭の選考における育児休業取得者の選考要件については、教育委員会の当初提案が、育児や介護事情を抱える教職員にとって不利益な取り扱いとなることから、選考要件の改善を図るよう、数次にわたる交渉の中で、再三申し述べてきたところである。今回の提案は、その趣旨に沿ったものであり、一定、理解できるものとする。

そこで、昨年度より、主務教諭の選考が行われているが、昨年度の選考で育児休業取得者が非該当要件となったケースはあったのかどうか。

また、あるとすれば、その人数と救済方法を述べられたい。

市： ただいま、ご指摘の件につきましては、今回の事務折衝でお示しさせていただきますので、本日のところは、よろしく願いいたします。

市： さきほど、担当からご説明させていただきました修正提案につきましては、教育委員会といたしましても、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点のもとより、育児の事情を抱える教員が安心して教育活動に取り組める環境づくりに努める必要があると認識しているところでございます。

引き続き誠意を持って大阪市教職員組合の皆様方と交渉・協議を行ってまいりたいと考えておりますので、本日のところは、よろしくお願い申し上げます。

組： 本日は、提案を受けたところであり、詳細についてはまだ不明な点も多くあることから、今後、引き続き事務折衝を踏まえ、交渉・協議を求めていくこととし、交渉を一時中断する。

主務教諭選考における育児休業による基準日の前年度に人事評価がない者の取扱いについて（修正提案）

- 提案理由**
ワーク・ライフ・バランスの推進等、時代の変化に応じた働きやすい職場環境づくりに取り組む観点から、育児休業取得者の選考要件を変更する必要性が生じたため。
- 提案内容**
(1) 基準日の前年度において、育児休業のために人事評価の結果がない者については、基準日の年度の前4年度の人事評価のうち直近の人事評価を選考における前年度分の評価とみなす。
(2) 上記(1)の選考における前々年度分の人事評価については、勤務成績良好とみなす。

<例>

	評価				選考	備考
	H27年度	H28年度	H29年度 (前々年度)	H30年度 (前年度)		
現行制度			有	有	対象	前年度評価がない限り選考の対象とならない
			無→ 勤務成績良好	有	対象	
			有	無	欠格	
			無	無	欠格	
修正提案			有→ 前年度評価	無	対象	育児休業のために基準日の前年度の人事評価の結果がない場合
		有→ 前年度評価	無	無	対象	
	有→ 前年度評価	無	無	無	対象	

←部分の評価を用いて、選考する。

- 実施時期**
平成30年度選考から実施（基準日平成31年4月1日）